

五香南町会細則

五香南町会規約第6条、第37条及び第38条に則り、次のとおり細則を制定する。

1. 本会の会費は、次のように定め、入居の翌月より徴収する。

①全世帯一律 月額250円

②賛助会員 月額700円

2. 本会の入会は、入会申込書を班長もしくは組長に提出して手続きを行うこととする。

3. 会員が6ヶ月以上会費を滞納した事実が判明した場合、会計は直ちに会長に報告する。

総務部は1ヶ月以内にその事由を調査した上で、可否を役員会に諮り、退会手続きを執行する。退会者と認められた場合、退会通知書を発する。

尚、会員としての権利の行使は、完納した時点で復活することができる。

4. 賛助会員は、本会の活動を賛助する法人とする。ただし表決権等は有しない。

5. 本会に総務部、会計部、会館管理部、体育文化部、防犯部、民生部、環境衛生部の各部長及び防災本部を置く。

6. 役員会は、原則として毎月第二日曜日、午前10時から五香南町会館にて定例開催する。

(2) 正副会長及び各部長等による審議会は、原則として毎月第一土曜日、午後7時から五香南町会館で定例開催する。

(3) 役員会及び審議会の開催日時を変更する場合は、前月の会議で周知を図るものとする。

7. 会員の弔問及び葬儀の参列は、当該会長、副会長が分担して行う。

附 則 本細則は、平成15年11月9日制定し、平成16年4月1日から施行する。

本細則は、平成19年4月15日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

本細則は、平成20年4月13日一部改正し、平成20年4月1日から施行する。

本細則は、平成21年4月12日一部改正し、平成21年4月1日から施行する。